

## 産業経済常任委員会

◎中山間地域活性化推進基金条例を廃止する条例について  
条例を廃止する年度に「特定農山村地域」の指定を受けた小原村地域の活性化を図ることを目的に国、県、市が 3 分の 1 ずつ負担で基金を造成し、設置したものである。平成 13 年度から 17 年度までの 5 年間をもつて事業が終了することから関係条例を廃止する。

## 建設水道常任委員会

〔質疑〕市営住宅管理条例の改正の根拠について伺いたい。  
〔答弁〕公営住宅法の入居者資格には「特に居住の安定を図る必要がある」と規定され、施行令において「同居者の小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」が緩和策として新たに加えられたことから、市営住宅管理条例第 6 条に同じように加える。

〔質疑〕子育て支援策のひとつとして改定されたのか。

〔質疑〕市営住宅管理条例の改正の根拠について伺いたい。  
〔答弁〕高齢者数の増加、高齢化率の上昇、サービス量増加推計の要因とともに、介護保険法の改正による地域支援事業費見込み、地方税法の改正などもあり、第 2 期事業保険料推計とは異なり複雑になつた。また、介護サービス利用に対する市民の違和感もなくなり、また、サービス事業所も増加したので、そのような状況を加味した。一番大

地区的活性化を図ることを目的に国、県、市が 3 分の 1 ずつ負担で基金を造成し、設置したものである。平成 13 年度から 17 年度までの 5 年間をもつて事業が終了することから関係条例を廃止する。

〔答弁〕この緩和策は、自治体に任せられた地方裁量から、子育て支援策のひとつとして、条例を改正している。改正により入居収入基準が 20 万円から 26 万 8 千円になる。

## 追加提案質疑

条例・規約・契約の 3 議案が追加提案され、委員会付託を省略し、本会議で論議された主な点は次のとおりである。

○第 40 号議案・白石市介護保険条例の一部を改正する条例

〔質疑〕保険料の増額率が一気に 35・1% になつた理由について伺いたい。

〔答弁〕高齢者数の増加、高齢化率の上昇、サービス量増加推計の要因とともに、介護保険法の改正による地域支援

事業費見込み、地方税法の改正などもあり、第 2 期事業保険料推計とは異なり複雑になつた。また、介護サービス

利用に対する市民の違和感もなくなり、また、サービス事業所も増加したので、そのような状況を加味した。一番大

きな要因は、サービス量増加について推計した部分である。

〔質疑〕35・1% の保険料アップで、第 2、第 3 段階での収納率が悪化するのではないか

〔答弁〕旧第 2 段階が第 2 段階と第 3 段階に分割される。これは低所得者対策ということで、保険料についても第 2 段階と旧第 2 段階と比較すると月額 196 円安くなる。また、第 3 段階と旧第 2 段階と比較すると月額 691 円高くなっている。これで被保険者の構成比を見ると、新第 2 段階が旧第 2 段階から分かれるけれども、60 % が第 2 段階にいる。残り 40 % が第 3 段階になつている。結果的には 6 割の方は介護保険料が下がる。このため、さほど悪化するとは思っていない。

〔質疑〕障害者自立支援法の規定に沿つて市町村審査会を仙南広域に設置するようになって

〔質疑〕障害者自立支援法の規定に沿つて市町村審査会を仙南広域に設置するようになつた経緯について伺いたい。

〔質疑〕判定結果に地域格差がなく公平である。審査委員会の人材確保において、市単独設置より効率がよく経費節減が図られる。一定の件数がまとまりやすく、決定までの時間が短縮できる利点があることから、広域的に実施すべきであると意見が一致した。

〔質疑〕地域支援事業の被保険者の要望をどう受けとめるのか伺いたい。

〔答弁〕厚生労働省から示された介護予防事業としては、運動機能の向上、運動器の機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上に効果が上がるもの

や、閉じこもりやうつ病、認知症等になることの防止や状態の改善等に効果がある事業が提示されているので、これらの事業に取り組んでいきたく伺いたい。

○第 41 号議案・仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び仙南地域広域行政事務組合規約の変更について

〔質疑〕障害者自立支援法の規定に沿つて市町村審査会を仙南広域に設置するようになつた経緯について伺いたい。

〔質疑〕判定結果に地域格差がなく公平である。審査委員会の人材確保において、市単独設置より効率がよく経費節減が図られる。一定の件数がまとまりやすく、決定までの時間が短縮できる利点があることから、広域的に実施すべきであると意見が一致した。

〔質疑〕地域支援事業の被保険者の要望をどう受けとめるのか伺いたい。

〔答弁〕これは障害者の心身の状態により、要支援・要介護 1 から 5 までの 6 区分となつていて。この障害程度区分

分と介護する人や居宅の状況、本人の意向により利用できるサービスの内容の量が今後決

定される。

○第 42 号議案・白石市本庁舎耐震補強建設工事請負契約の締結について

〔質疑〕庁舎耐震診断と補強工事について具体的に伺いたい。

〔質疑〕耐震診断の結果、東西南向で 1 階から 3 階まで、阪神・淡路大震災クラスの地震に耐えられる I S C (※建物の耐震強度を表す指標) といふものがある。それが、0.7 を下回る数値となり、耐震補強が必要になった。また、南北方向は 0.7 以上の数値のため補強は必要がないという結果だった。しながら施工して、外側にフレームを増設する工法である。フレーム増設とは、あらかじめ工場で生産された鉄筋コンクリート製の柱と梁を外側に固定して耐震性を高めるものである。

〔質疑〕厚生労働省から示された介護予防事業としては、運動機能の向上、運動器の機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上に効果が上がるもの